

## 外部評価委員会の評価方針

## 1 令和 8（2026）年度の進め方

外部評価委員会が設定する重点テーマに基づき選定する事業を評価の対象とします。当該テーマに関連する計画事業と経常事業の評価を踏まえて、テーマ別評価を行います。

なお、計画事業については、令和 7 年度の取組・評価に加え、令和 8 年度の取組内容も踏まえて評価します。

## 2 評価の進め方

## (1) 内部評価等の確認 &lt;個人作業&gt;

内部評価シート（テーマ別評価シート、計画事業評価シート、経常事業評価シート）及び関係資料を基に、評価対象事業の内容及び内部評価結果について確認します。

## (2) ヒアリング等の実施 &lt;部会&gt;

## ① 勉強会（論点整理等）

評価対象の事業について学習及び論点整理を行い、ヒアリングの際の質問を取りまとめます。

## ② ヒアリング

評価対象の事業について、ヒアリングを実施します。

①で取りまとめた質問を基に、所管課長等と質疑応答を行います。

## ③ 現地視察

部会ごとに必要に応じて、評価対象に関連する施設や現場に出向き、現地視察を行います。

## ④ 文書質問等

ヒアリングにおける質疑応答の補足として、文書質問等を行います。

## (3) 個人としての評価 &lt;個人作業&gt;

上記 2（1）（2）を踏まえ、外部評価チェックシートを用いて、個人としての評価（区が実施した内部評価を踏まえての評価）を行います。

評価の理由や意見については、趣旨を明確に、分かりやすく記入します。

評価については、必ず評価の理由を記入します。

それ以外の項目については、意見がある場合に記入します。

## (4) 部会としての評価 &lt;部会&gt;

個人としての評価を基に、部会ごとに審議し、部会としての評価をまとめます。

(5) 委員会としての評価 <全体会>

部会としての評価を基に委員会全体で審議し、委員会としての評価をまとめます。  
その後、評価結果を区長に報告します。

3 評価の視点

昨年度の外部評価委員意見を踏まえ、  
今回新たに追加した項目です。

(1) テーマ別評価

「評価対象選定の考え方」をベースに、対象事業の取組状況や共通する事象・課題等、  
テーマに関する広い視点での評価を行う。

(2) 事業評価（計画事業、経常事業）

原則は、前年度の事業の取組状況に対し、実績等を踏まえたうえで評価を行う。  
計画事業のうち、中長期的な視点が必要な事業（※）については所管課からの資料を  
もとに議論する。

※ 事業内容を確認する「勉強会」の際に、中長期的な視点が必要と認められた事業に  
ついては、変遷や経過についての説明資料を事務局が用意し、資料提供する。

当該資料を基に所管課へのヒアリング及び部会での議論を行い、必要に応じて中  
長期的な視点からの意見を取りまとめる。

4 評価に当たっての留意事項（外部評価三原則）

(1) 外部評価に当たって

内部評価を踏まえ、区民の視点（生活者としての視点、サービスの受け手としての視  
点、協働の相手方としての視点、専門家としての視点など）に立って評価を行います。  
事業の要・不要について評価を行うものではありません。

(2) 評価の理由や意見を明確にする

行政評価の目的の一つに「説明責任を果たすこと」があります。内部評価はもちろん、  
外部評価においても、評価を行うに当たっては自分の意見等を明確にし、分かりやすく  
伝えるようにします。

(3) 責任と思いやりを持つ

委員会は原則として会議を公開としています。委員会における発言は全て公になる  
ことを意識し、責任を持った発言をします。

また、委員会の議事は、最終的には出席委員の過半数をもって決することになってい  
ます。しかし、これまで委員会では、十分な議論の下、全体の合意を得た一つの結論を  
導き出してきました。議論に当たっては、自分の意見を主張することも大切ですが、相  
手の意見を真摯に受け止め、尊重し、互いに協力して全体としての一つの結論を作り上  
げることが大切です。

お互いを思いやった有益な「意見のキャッチボール」を行います。